

福井市監査告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年10月30日

福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	堀	田	宏	憲
福井市監査委員	津	田	か	おり
福井市監査委員	漆	崎		與

1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

総務部

広報プロモーション課、総合政策課、職員課（安全衛生室）、
行政DX推進課及び女性活躍促進課

消防局

消防総務課、予防課、救急救助課、管制課、中消防署、南消防
署、東消防署及び臨海消防署

(2) 監査範囲

令和5年度及び6年度（6月末分まで）の財務事務及び事務事業
等の執行状況

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、本市を取り巻く社会状況や市民ニーズに合致しているか。

(2) 経済的かつ効率的な事業実施に向け、各事業の取組について検証を行っているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び実地調査を実施した。

(2) 監査の実施期間

令和6年8月2日から令和6年10月22日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。また、良好事例については高く評価する。

なお、注意とした事項があるが、監査の過程において触れたので省略する。

(良好事例)

福井市ナッジ・ユニット（ナッジを用いて市民サービスの向上や行政運営の効率化を図ることを目的とした若手の市職員有志）は、ナッジ（人々がより良い選択を自発的に取れるよう手助けする政策手法）の考え方を普及促進した。

一例を挙げると、例年、市民を対象とした大腸がん検診の受診勧奨ハガキを対象者に送付しているが、令和5年度は実証実験として従来版のハガキを含め4種類の異なるデザインのハガキを用意し、

対象者にいずれかを送付した。その受け取ったハガキによる受診率の違いを統計学的に比較し受診率向上に繋げるというものである。

実証実験に取り組んだことや応用範囲の広いナッジの考え方について、普及促進を図ったことは評価できる。

【総務部総合政策課】